平成２２年（フ）第１３３号
島根県出雲市今市町1539番地４　エスティーハイツⅢ－Ｃ
債務者　山田　　泉（旧姓石橋）
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月14日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第１４１号
島根県出雲市今市町北本町１丁目５番地２　嘉田アパート
債務者　湯浅　弘幸
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月14日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第１４２号
島根県出雲市今市町北本町１丁目５番地２　嘉田アパート
債務者　湯浅　晴美
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月14日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第２号
島根県出雲市今市町808番地11
債務者　野尻　千晶
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月14日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第３０号
神奈川県大和市下鶴間556番地１　メゾンツカサ205
債務者　橘川　政子
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５４号
沖縄県宜野湾市大謝名５丁目23番３―203号　大謝名団地
債務者　渡嘉敷洋子
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第２６５号
沖縄県沖縄市南桃原２丁目11番８号、住民票上の住所沖縄県中頭郡読谷村字楚辺1400番地93　普天間方
債務者　浜元　盛親
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１８４９号
東京都町田市山崎町356番地マロンＡ201
債務者　有賀　弘美
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月17日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２９３号
静岡県富士宮市杉田1168番地の10、住民票上の住所静岡県富士宮市万野原新田3289番地の13　ファミールＣ102
債務者　染谷　光男
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月10日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第２９４号
静岡県富士宮市杉田1168番地の10、住民票上の住所静岡県富士宮市万野原新田3289番地の13　ファミールＣ102
債務者　染谷　純子
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月10日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第９１４号
愛知県高浜市春日町５丁目165番地　サンコート三高1307号
債務者　山岸　伸広（旧姓齊藤）
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月７日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１９号
東京都立川市富士見町１丁目25番７号都営富士見町１丁目第２アパート201号
債務者　内藤モニカ理江
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月23日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１７号
東京都府中市白糸台３丁目19番地の５白糸台グリーンハイツ203
債務者　姥澤　健吾
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月25日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１３８号
大阪市東淀川区相川２丁目７番７号　メゾンアベニュー相川２　304号
債務者　加藤慎一郎
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１９７号
大阪府東大阪市足代１丁目21番10―408号
債務者　石井真理子
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部